

景観配慮事例のご紹介（屋外広告物）

屋外広告物は、景観に影響を与える要素の一つです。

尾道市景観地区内においては、平成19年度施行の「尾道市屋外広告物条例」により、屋外広告物の表示面積や色彩等について、その他の地域より厳しい制限があります。

この地区内において条例施行前から設置している屋外広告物は、当分の間、現状での設置が認められていますが、改修の際には条例の基準に適合するように変更していただいています。

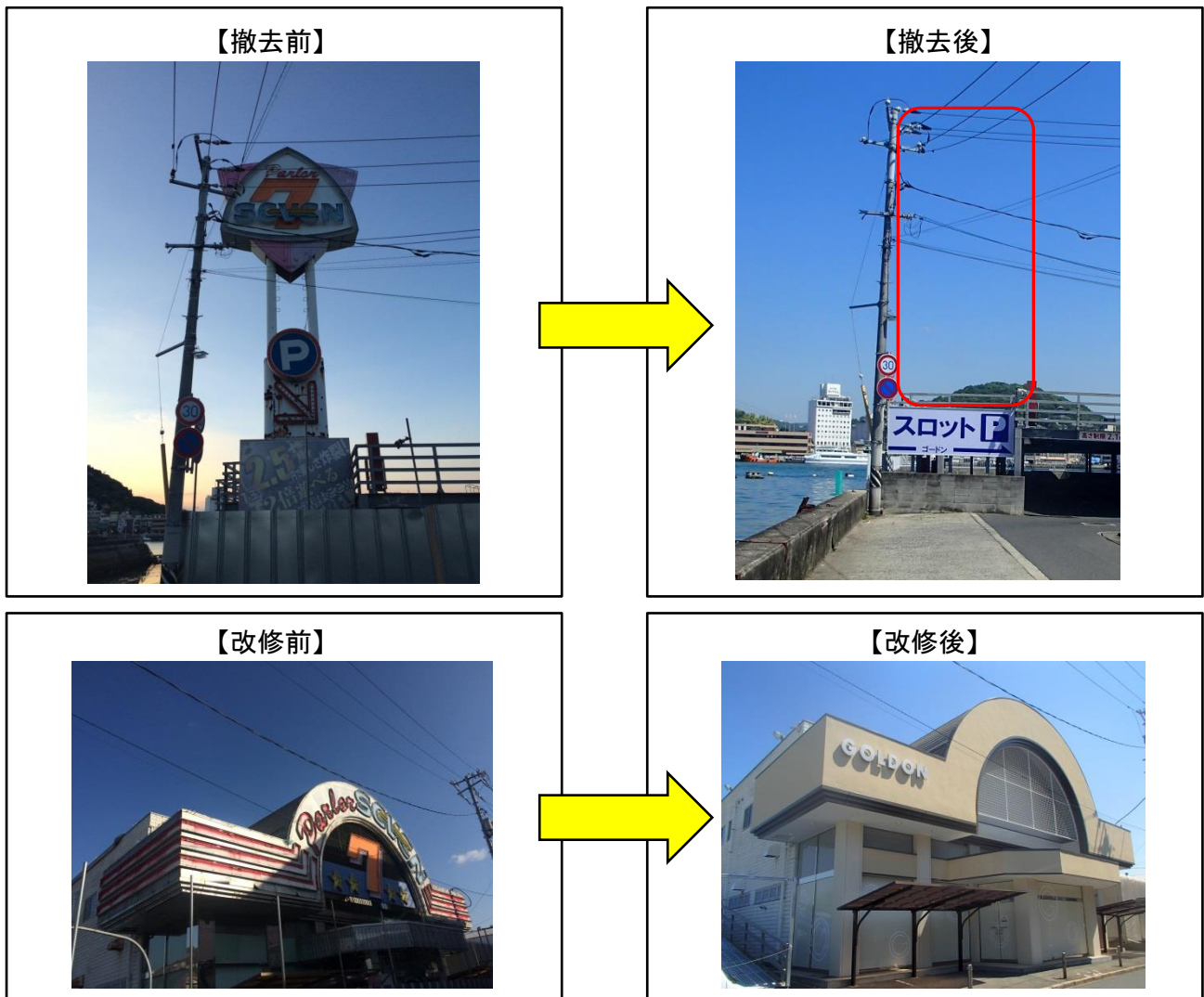
【ご協力者】株式会社せら興産様（広島市安佐南区長束2-19-5）

【ご協力年月】平成29年5月

【設計会社】株式会社Needs（広島市西区小河内町2012-3）

【景観配慮内容】高さが高く景観地区の基準外であった広告塔を撤去した。また、建物のネオンサインも撤去してシンプルな箱文字にするとともに、海側への広告物は設置しないこととした。併せて、外観の意匠は尾道水道の景観と調和する穏やかな色彩とした。

【現地写真】場所：尾道市向東町14703-25



【ご協力者より】株式会社せら興産様

尾道市への新規出店に際し、市の景観に対する考え方、取組みを知る機会があり、建物や屋外広告物がまちなみを形づくるうえで影響を与えることを知り、必要最小限の屋外広告物としました。このことが、景観への理解が進むことに繋がるのであれば嬉しく思います。

ゴードン向島店は、地域に根ざした愛される店づくりを目指して参りますので、皆様のお越しをお待ちしております。